

宮城県広報紙「みやぎ県政だより」 広告作成業務仕様書

(趣旨)

第1 この仕様書は、宮城県（以下「発注者」という。）が発行する広報紙「みやぎ県政だより」（以下「県政だより」という。）に掲載する広告を作成するために必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2 県政だよりに掲載する広告を作成する者（以下「受注者」という。）は、この仕様書に定めるもののほか、「宮城県広告事業実施要綱」（平成18年7月14日施行）、「宮城県広告掲載等基準」及び関係法令等を遵守の上、広告を作成し、完全版下原稿で発注者が指定する場所に納めるものとする。

(広告掲載紙の概要)

第3 広告を掲載する県政だよりの概要は、次のとおりである。

- (1) 規格 A4判、オールカラー、24ページ
- (2) 発行日 奇数月1日発行
- (3) 配布地域 宮城県内の各世帯等
- (4) 発行部数 約100万部

(広告掲載場所等)

第4 広告の掲載場所等は、次のとおりとする。

(1) 掲載紙

県政だよりの令和8年5月・6月号、7月・8月号、9月・10月号、11月・12月号、令和9年1月・2月号及び3月・4月号

(2) 掲載場所及び枠数

発注者が指定するページの記事下（2枠）及び裏表紙（4枠）（計6枠）

(3) 広告枠の規格（サイズ）

各掲載エリアにおいて、以下の4種類のサイズを組み合わせ使用することができる。

- ・基本枠 縦124mm×横89mm
- ・ハーフ枠 縦60mm ×横89mm
- ・横長枠 縦60mm ×横180mm（ハーフ枠の左右連結）
- ・大型枠 縦124mm ×横180mm（基本枠の左右連結）
- ・全面枠 縦240mm×横180mm

ア 記事下

- ・掲載エリア : 記事下段の所定スペース（最大 幅180mm × 高さ124mm 分）
- ・掲載枠数 : エリア内で最大4枠（ハーフ枠換算）まで掲載可能。
- ・配置パターン : 基本枠2枠を標準とし、任意の分割・連結を認める。

【分割】基本枠をハーフ枠2つに分割可。

【連結】隣接枠を連結し「横長枠」「大型枠」として使用可。

イ 裏表紙

- ・掲載エリア : 裏表紙 全面広告スペース
- ・掲載枠数 : 基エリア内で最大8枠（ハーフ枠換算）まで掲載可能。
- ・配置パターン : 基本枠4枠を標準とし、任意の連結・分割を認める。

【分割】基本枠を「ハーフ枠」2つとして使用可。

【連結】隣接する枠を連結し、「横長枠」「大型枠」「全面枠」としての使用可。

(4) 同一の広告主による重複掲載

同一の広告主による広告を同一号の複数箇所に掲載することはできない。ただし、同一の広告主による広告を複数月連続して掲載することは妨げない。

(広告主)

第5 県政だよりに掲載する広告の広告主は、宮城県内に本社、支店又は営業所等を有する事業者等を優先するものとする。

(広告の範囲)

第6 県政だよりに掲載する広告は、行政広報の公共性、信頼性等を損なうおそれがなく、いかなる第三者の権利も侵害しないものとする。

2 県政だよりに掲載する広告が、次のいずれかに該当する場合は、掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 不当な比較広告又は誹謗、中傷等により、営業妨害となるおそれのあるもの
- (7) 消費者トラブルの未然防止の観点から、掲載することが不相当であると認められるもの
- (8) 著しく射幸心をあおるもの
- (9) 意見広告
- (10) あたかも発注者が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (11) 上記のほか、県政だよりに掲載する広告として不相当であると認められるもの

(広告の内容及び体裁)

第7 広告の作成に当たっては、関係法令等を遵守するほか、消費者及び読者への配慮の観点から、次の事項を満たすこととする。

- (1) 記事と区別するため、広告枠の左上又は右上の隅に「広告」と表示すること。その文字は、ゴシック体で11ポイントの大きさとし、外側を実線で囲むこと。
- (2) 広告には、必ず広告主の名称及び問合せ先を表記すること。
- (3) 文字の大きさは、正体7ポイント以上100ポイント以下とし、読者が読みやすいものとする。
- (4) 読者にとって見やすい配色、レイアウト、デザイン等とすること。
- (5) 広告の対象となる商品及びサービス等の内容について、読者が誤解するおそれのある表現を用いないこと。
- (6) 申込みを先着順とする場合や、期限又は数量制限を設ける場合は、申込期間を十分に確保するなど、消費者の商品選択の機会の付与に努めること。
- (7) 切り取り付き広告は不可とする。

(広告の作成等)

第8 受注者は、広告の内容等について、次に記載する期限を厳守して発注者と協議の上、広告作成業務を遂行するものとする。受注者から協議のあった内容について、発注者が不相当であると判断した場合は、内容の補正等を求めることがある。

- (1) 受注者は、広告掲載月の前々月の1日頃までに広告主及び広告の内容について発注者と協議する。
- (2) 発注者は、全ての広告主及び広告の内容について協議を受けてから、7営業日以内に、広告主と広告の内容についての掲載の可否を受注者に回答する。
- (3) 受注者は、広告掲載月の前々月の15日頃までに、広告のデザイン、配色、文字の大きさ等について、発注者と協議する。
- (4) 受注者は、県政だよりの再校正（広告掲載月の前々月末頃）までに、発注者との協議が済んだ完全版下原稿を発注者が指定するソフトウェアにより作成し、電子データで発注者が指定する場所に納品する。
- (5) 受注者は、県政だよりの色校正（広告掲載月の前月の上旬）において、原稿の内容を確認するものとし、校正終了後は原稿の内容の変更を求めることができないものとする。

2 前項の規定により作成する広告に関する経費は、受注者が負担するものとする。

3 県政だより各号（令和8年5月・6月号、7月・8月号、9月・10月号、11月・12月号、令和9年1月・2月号及び3月・4月号）の色校正及び修正確認の日時など、(1)から(5)の

具体的な日程は、令和8年2月末日までに別に通知するものとする。

(広告掲載の申込み等)

第9 広告主は、受注者に対し広告掲載の申込み等を行うものとする。

(広告主の募集)

第10 受注者は、企業等の応募機会を確保するとともに、特定の企業等に偏らないようにするため、広告主を公募するものとする。

2 前項の公募に当たり、受注者と発注者が協議の上、県ホームページ等により告知するものとする。

3 前2項の規定は、受注者の営業活動を妨げるものではない。ただし、営業活動に際しては、不特定多数の企業等に対し、許可を得ずに広告案内を送付する方法(例:ファクシミリの一斉送信、迷惑メールの送信など)を行ってはならない。

4 広告募集に関する苦情が発生した場合、受注者は速やかに発注者に報告し、発注者の指示を受けながら適切な対応を行うこと。

(掲載の確認)

第11 発注者は、広告掲載月の前月の末日までに広告を掲載した県政だよりを受注者に提出し、広告掲載の確認を得るものとする。

(その他)

第12 この仕様書に定めるもののほか、県政だよりの掲載に関し必要な事項は、発注者が別に定める。